

第3期 特定健康診査等実施計画

大分県市町村職員共済組合

(平成30年3月作成)

目 次

第一	目的	1
第二	大分県市町村職員共済組合の現況	2
第三	達成目標（基本指針第三の一）	3
	1 特定健康診査等の実績に係る目標	
	2 特定保健指導の実施に係る目標	
第四	特定健康診査等の対象者数（見込み）・目標実施者数（基本指針第三の二）	4
	1 特定健康診査の対象者数（見込み）・目標受診者数	
	2 特定保健指導の対象者数（見込み）・目標実施者数	
第五	特定健康診査等の実施方法（基本指針第三の三）	5
	1 実施形態	
	2 総合健診の対象者	
	3 実施場所	
	4 総合健診の実施項目	
	5 実施時期	
	6 契約形態	
	7 周知や案内の方法	
	8 受診・利用方法	
	9 健診データ等の受領方法	
	10 実施に関する年間のスケジュール	
第六	個人情報保護（基本指針第三の四）	8
	1 健診・保健指導データの保管方法や管理体制、保管等	
	2 記録の管理に関するルール	
第七	特定健康診査等実施計画の公表及び周知（基本指針第三の五）	8
第八	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し（基本指針第三の六）	8
第九	その他（基本指針第三の七）	8

第一 目的

わが国は、高齢化の急速な進展に伴い、疾病構造も変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合は増加し、死亡原因でも生活習慣病が約6割を占め、医療費に占める生活習慣病の割合も国民医療費の約3分の1となっている。

国民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、次に75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇している。これを個人に置き換えてみると、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高血圧症、脂質異常、肥満症等の発症を招き、外来通院及び投薬が始まり、生活習慣の改善がないままに、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るといった経過をたどることになる。

このため、生活習慣の改善による糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等を予防することができれば、通院患者を減らすことができ、この結果、国民の生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の伸びの抑制を実現することが可能となる。

糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。このため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ適度な運動やバランスのとれた食事の定着などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の発症リスクの低減を図ることが可能となる。

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものである。

本計画は、当共済組合の特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めることを目的とする。

なお、第1期及び第2期計画は5年を一期としていたが、データヘルス計画（医療費適正化計画）が6年一期に見直されたことを踏まえ、第3期計画（平成30年度以降）からは6年を一期として策定する。（高齢者の医療の確保に関する法律第19条）

第二 大分県市町村職員共済組合の現況

所属所数 28 (市：14 町：3 村：1 一部事務組合等：10)

扶養率 1.12%

大分県市町村職員共済組合の平成28年度現在での加入者数、1人当たり医療費、特定健診受診率・特定保健指導実施率は下記のとおりとなっている。

	加入者数 (人)		
	男性	女性	計
全体	14,019	12,126	26,145
組合員	8,496	3,810	12,306
被扶養者	5,523	8,316	13,839

	組合員1人当たり医療費 (円)			
	入院	外来	歯科	調剤
全体	¥76,205	¥106,688	¥22,484	¥43,947
組合員	¥30,052	¥48,916	¥11,506	¥21,808
被扶養者	¥46,153	¥57,772	¥10,978	¥22,139

	特定健診受診率・特定保健指導実施率 (%)	
	特定健診	特定保健指導
全体	88.8	44.6
組合員	98.7	46.0
被扶養者	61.8	30.5

第三 達成目標（基本指針第三の一）

1 特定健康診査等の実績に係る目標

平成35年度における特定健康診査等の受診率は基本的には91%にする。

なお、この目標を達成するために、平成30年度以降の受診率（目標）は次のとおり定める。

(%)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の目標値
組合員	98.8	98.8	98.9	98.9	99.0	99.0	—
被扶養者	62.1	62.4	62.7	63.0	63.4	63.7	—
計	88.8	89.3	89.7	90.1	90.6	91.0	90.0

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定保健指導の実施率を47.8%にする。

なお、この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）は次のとおり定める。

(%)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の目標値
組合員	46.3	46.7	47.2	47.8	48.2	48.8	—
被扶養者	31.4	31.8	32.4	32.7	33.0	33.3	—
計	45.1	45.6	46.1	46.7	47.2	47.8	45.0

第四 特定健康診査等の対象者数（見込み）・目標実施者数（基本指針第三の二）

1 特定健康診査の対象者数（見込み）・目標受診者数

		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
組合員	対象者数(人)	7,024	7,002	6,980	6,959	6,938	6,917
	受診者数(人)	6,939	6,917	6,903	6,882	6,868	6,847
	受診率(%)	98.8	98.8	98.9	98.9	99.0	99.0
被扶養者	対象者数(人)	2,614	2,485	2,363	2,247	2,136	2,031
	受診者数(人)	1,623	1,551	1,482	1,416	1,353	1,293
	受診率(%)	62.1	62.4	62.7	63.0	63.4	63.7
計	対象者数(人)	9,638	9,487	9,343	9,206	9,074	8,948
	受診者数(人)	8,562	8,468	8,385	8,298	8,221	8,140
	受診率(%)	88.8	89.3	89.7	90.1	90.6	91.0

2 特定保健指導の対象者数（見込み）・目標実施者数

		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
組合員	保健指導対象者数(人)	1,310	1,307	1,303	1,300	1,298	1,293
	保健指導実施者数(人)	607	611	615	621	626	631
	実施率(%)	46.3	46.7	47.2	47.8	48.2	48.8
被扶養者	保健指導対象者数(人)	118	110	105	101	97	93
	保健指導実施者数(人)	37	35	34	33	32	31
	実施率(%)	31.4	31.8	32.4	32.7	33.0	33.3
計	保健指導対象者数(人)	1,428	1,417	1,408	1,401	1,395	1,386
	保健指導実施者数(人)	644	646	649	654	658	662
	実施率(%)	45.1	45.6	46.1	46.7	47.2	47.8

第五 特定健康診査等の実施方法 (基本指針第三の三)

1 実施形態

組合員・・・特定健康診査の実施に代えて総合健診を実施

被扶養者・・・特定健康診査または総合健診のどちらかを選択

2 総合健診の対象者

①組合員は全員対象とする

②被扶養者（任意継続組合員の被扶養配偶者は除く）は全員対象とする

③任意継続組合員及び②以外の被扶養者は40歳から74歳を対象とする

3 実施場所

① 総合健診及び特定保健指導について

	検診機関名	住所
1	大分県厚生連健康管理センター	別府市大字鶴見4333番地
2	大分総合健診センター	別府市北石垣深町851
3	日田市医師会立日田検診センター	日田市清水町803-1
4	宇佐高田地域成人病検診センター	宇佐市南宇佐635
5	豊後大野市民病院	豊後大野市緒方町馬場276番地
6	佐賀関病院	大分市佐賀関750-88
7	杵築市立山香病院	杵築市山香町野原1612-1
8	国東市民病院	国東市安岐町下原1456
9	独立行政法人地域医療機能推進機構南海医療センター	佐伯市常盤西町11-20
10	姫島村国民健康保険診療所	東国東郡姫島村1560-1
11	大分労働衛生管理センター	大分市高城南町11-7
12	中津市医師会総合健診センター	中津市永添2110番地8
13	天心堂健診・健康増進センター	大分市中戸次5185番地
14	臼杵市医師会立市民健康管理センター	臼杵市戸室1140-1
15	長門記念病院	佐伯市鶴岡町1-11-5
16	大分県地域成人病検診センター	大分市宮崎1415番地
17	津久見市医師会市民健康管理センター	津久見市千怒6015
18	別府市医師会地域保健センター	別府市西野口町15番33号
19	三愛総合健診センター	大分市大字市1213番地

②特定健康診査について

集合契約における特定健康診査実施機関

4 総合健診の実施項目

検査名	検査項目	検査の目的	Aコース	Cコース	節目追加項目	摘要	労働安全衛生法の検査項目	特定健康診査の検査項目
			29歳以下	30歳以上				
一般検査	身長・体重・問診	肥満症等	●	●			●	●
	肥満度	肥満症・糖尿病	●	●				●
	血圧	脳血管障害・動脈硬化症・腎性高血圧症	●	●			●	●
	視力	近視・乱視・遠視・白内障	●	●			●	
	腹囲	内臓脂肪蓄積測定	●	●			●	●
尿検査	尿蛋白	腎炎・腎性高血圧症・ネフローゼ・萎縮	●	●			●	●
	尿潜血	腎炎・腎尿管結石・膀胱腫瘍・白血病	●	●				
	尿糖	糖尿病	●	●			●	●
便潜血	便潜血(二日法)	大腸ガン等		●				
血液学的	赤血球数	貧血・赤血球増多症	●	●			●	医師の判断
	白血球数	白血病・白血球増多症・感染症・アレルギー	●	●				
	ヘモグロビン	貧血	●	●			●	医師の判断
	ヘマトクリット	貧血・赤血球増多症	●	●			医師の判断	医師の判断
	血小板	紫斑病・肝硬変等	●	●				
	HbA1C	糖尿病・溶血性貧血	●	●			●	●
生化学的(I)	γ-GTP	肝疾患(アルコール性疾患)	●	●			●	●
	尿素窒素(BUN)	腎疾患・心疾患・肝疾患	●	●				
	中性脂肪	肝疾患・糖尿病・痛風・肥満症	●	●			●	●
	血清総蛋白	異常蛋白血症・悪性腫瘍・ネフローゼ症候群	●	●				
	尿酸	痛風・腎炎・白血病	●	●				
	総ビリルビン	黄疸	●	●				
	アルブミン	肝疾患・感染症・膠原病	●	●				
	コリンエステラーゼ	肝疾患	●	●				
	アルカリフォスファターゼ	肝疾患・骨肉腫・慢性腎炎・甲状腺疾患	●	●				
	クレアチニン	腎疾患	●	●				医師の判断
	eGFR	腎疾患	●	●				医師の判断
	血糖(前)	糖尿病・栄養障害	●	●			●	●
	血清アミラーゼ	膵疾患・耳下腺炎	●	●				
	LDH	肝疾患・心筋梗塞・悪性腫瘍	●	●				
	HDLコレステロール	動脈硬化症	●	●			●	●
	LDLコレステロール	動脈硬化症	●	●			●	●
GOT	肝疾患・心筋梗塞	●	●			●	●	
GPT	肝疾患	●	●			●	●	
病理学的	子宮細胞診	子宮ガン	○	○				
呼吸循環機能等	心電図	心疾患・冠動脈疾患	●	●			●	医師の判断
超音波等	超音波撮影(腹部)	肝臓・胆嚢疾患(ガン・胆石)		●				
耳鼻咽喉科学的	聴力	難聴	●	●			●	
眼科学的	眼底(片眼)	脳動脈硬化症・眼底出血・網膜疾患		●				医師の判断
	眼圧測定	緑内障		●				
画像診断	X線撮影(直接)	胸部X線	●	●			●	
		胃部X線		●				
	マンモグラフィ・乳房エコー	乳ガン	○	○				
	CT撮影	胸部CT			●	45歳、50歳、55歳、58歳		
生化学的(II)	前立腺特異抗原(PSA)	前立腺ガン			△	50歳以上男性		
画像診断	磁気共鳴断層撮影	頭部MRI	脳浮腫・脳腫瘍・脳出血・脳梗塞等			●		
		頭部MRA	脳血管に関する異常			●		
		頸部MRI	頸椎変形			●		
		頸部MRA	頸部の血管に関する異常			●		
免疫学的	HBs抗原・HCV抗体	肝炎・ウイルスの有無			●	20歳以上5歳刻み		
	ヘリコバクター・ピロリ	ピロリ菌感染の有無			●	30歳、45歳、58歳		

5 実施時期

実施時期は通年とする。

6 契約形態

① 総合健診

個別契約（大分県内19検診機関との間で統一された個別契約）

② 特定健康診査

集合契約A①（日本人間ドック学会・日本病院会・全日本病院会・結核予防会・全国労働衛生団体連合会・予防医学事業中央会）

集合契約B①（大分県・福岡県）

③ 特定保健指導

個別契約（大分県内19検診機関との間で個別契約）

7 周知や案内の方法

当共済組合の組合広報誌並びにホームページを通じて周知を図る。

任意継続組合員及び被扶養者については自宅へ受診券及び案内を送付する。

8 受診・利用方法

① 総合健診について

組合員の受診予定検診機関把握のため、前年度3月中に対象者リスト（電子データ）を所属所に送付。所属所は受診予定検診機関や資格の有無を確認し、4月当初に共済組合に報告する。

共済組合は組合員の受診予定検診機関・受診項目の決定された受診予定者データ及び任意継続組合員・被扶養者データを4月末までに19検診機関に提供する。

なお、任意継続組合員及び被扶養者は検診機関へ直接受診予約を行う。

② 特定健康診査について

特定健康診査の対象となる任意継続組合員及び被扶養者に対して5月中に受診券を送付する。総合健診または特定健康診査のどちらかを選択して受診できる旨の案内文書を同封する。

③ 特定保健指導について

19検診機関において実施する。（組合員は所属所での実施も可。）

9 健診データ等の受領方法

① 総合健診及び特定保健指導について

19検診機関から電子データを直接受領する。

② 特定健康診査について

代行機関（社会保険診療報酬支払基金）を経由して受領する。

10 実施に関する年間のスケジュール

年度当初に総合健診受診予定者リストや特定健康診査受診券及び健診案内の送付を行い、年度の後半は来年度の対象者選定準備や契約準備などを行う。

第六 個人情報の保護（基本指針第三の四）

1 健診・保健指導データの保管方法や管理体制、保管等

総合健診データは総合健診システム、特定健診及び特定保健指導データは特定健診・特定保健指導システムに管理、保管する。

2 記録の管理に関するルール

当共済組合は、大分県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規定を遵守する。

当共済組合及び委託された検診機関・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らさない。

当共済組合のデータ管理者は、事務局長とする。また、データの利用者は当共済組合の特定健康診査等事務に従事する職員に限る。

外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するとともに、委託先の契約遵守状況を管理する。

第七 特定健康診査等実施計画の公表及び周知（基本指針第三の五）

本計画の周知は、組合広報誌及びホームページに掲載する。

第八 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し（基本指針第三の六）

当計画については、毎年実施に基づき評価する。

また、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

第九 その他（基本指針第三の七）

組合員の総合健診については、労働安全衛生法に定める検査項目と特定健診の検査項目を包含した健診であり、事業主と共同で実施することとする。